

第3回 多々良沼・城沼自然再生協議会  
(目標、取り組み及び役割分担)

平成23年1月  
館林土木事務所

## 自然再生の基本的な考え方

多々良沼・城沼は、古くから人との関わりの中に存在している。

館林邑楽地域は渡良瀬川、利根川に挟まれた低地であり湿地帯であった。近世になり、大谷休伯を始めとした人たちにより用水路、防風林の整備が行われてきた。城沼は館林城の堀として存在し、江戸時代からはつつじの岡として殿様や大名の観光地となっていた。一方、多々良沼は農業用水のため池として利用され、漁業も営まれ、沼岸では製鉄も行われた跡もあり生活と密接な関わりがあった。

それぞれの沼は人々との関わりに大きな違いはあるが、双方とも我々の先達の暮らしの中において重要な位置を占めていたことが判っている。

しかし、戦後高度成長の波と共に沼と人々との関わりに変化が生じてきた。経済成長による暮らしの豊かさを目指した我々が、数多く残っていた自然の価値を見いだし、それらに犠牲を強いてきた。その結果、沼と人の生活の距離は徐々に離れ、人々と共存していた沼は孤立していくこととなった。

地域の人々は、昭和後期～平成に入り豊かさを失いかけている沼を改善するための行動を開始した。「城沼を考える市民会議」や「多々良沼自然公園を愛する会」をはじめとする各住民団体が設立され活動を継続している。

これらの活動を通し人と沼の距離が近づき、環境も改善の兆しを見せてきている。そのような状況の中、人間の営みと自然の営みを尊重しつつ、お互いが身近に感じる自然環境を再生していくこととする。

自然再生活動を単なる郷愁のみで考える人たちもいる。しかし、この地における自然再生は「かつての自然」を取り戻すだけではない。この地域に生き、生活する上でのステータスを持つためにもこの地域を愛しその心を後世に伝えるための誇りにもなり得る。

この地域ならではの平地湿地。関東には珍しいこの沼や湿地を守り創生することが他の地域ではなし得ない東毛に生きる証を歴史に刻む活動である。

経済活動においても「汚い沼」が近くにある地域から産出した物では人を引きつけることはできない。この平地湿地にある貴重な沼を守った「館林・邑楽地域」というステータスを持つためにも、地域の方で自然を再生・創生し後世の、我々の子孫に伝えていくことを望んでいる。

## 1. 多々良沼・城沼の将来像

---

上記のように、それぞれの沼と人との関わりは、歴史的にも大きく異なっている。そのため、将来像も個々に設定することが係わる人にとって判りやすくなるを考える。

そこで以下に各沼の将来像を設定する。

- 多々良沼:「多々良沼を”宝”沼に」
- 城沼:「花と緑に囲まれた 人と共存する城沼」

この将来像を踏まえつつ以下に目標を定めるものとする。

## 2. 自然再生の共通目標

---

目指す姿は沼ごとに異なるものの、それぞれの沼が抱える問題と自然再生への取り組みは共通しているため、以下の様に整理した。

### ■(1) 目標その1: 水質改善－汚濁負荷と自然浄化のバランスを整える－

田を耕し、食料をつくり、衣服を作り生活を営む。食料を食べ、排泄し、生物が成長し死んでいく。これらの活動は自然の恩恵を受けるとともに、自然に対し「汚れ」を排出してきた。

自然は、その「汚れ」を「サイクル（循環）」に取り入れることによりバランスを保ってきた。

しかし戦後の高度成長時代以降、人間の活動から排出される「汚れ」は自然のサイクルの受け入れ能力を超えて、(環境に)蓄積されて来た。

この地域の「サイクル」を再び健全に動かすために必要な、蓄積された「汚れ」や排出される「汚れ」を減少させることにより、水質の改善を目指す。

このためには、沼周辺だけではなく流入河川の上流まで含めた地域の中で、個人単位で「自然浄化能力」と「汚れ」とのバランスを意識し生活することを目標とする。

### ■(2) 目標その2: 生態系の保全－多くの人の手を借りて自然を再構築する－

植物、動物、魚介類など戦後失われたものが多いことは周知のとおりである。

その生態系を、この土地特有の生態系を再構築していくこととする。しかし、その実施は実態調査から始まり、試行錯誤を繰り返しながらモニタリングを実施し見守ることが重要になってくる。そのためには近隣の人や団体、学校等の協力を仰がなければ実現はむずかしい。

多方面の人たちの協力を仰ぎながら、一つずつ可能なことから始め地道に活動を行うことを念頭に、この地域に存在していた生態系を取り戻し多様な生物が生息する場所とすることを目標とする。

### ■(3) 目標その3: 沼との関わりを深める－沼とのふれあいを通じ絆を再構築する－

多々良沼、城沼は人間の歴史とともに歩んできた沼である。人の生活を支え、食生活を豊かにした。伝説を生みだし、国の重要文化財(史跡名勝天然記念物)である「躑躅ヶ岡」をほとりにいただき、その景観は日本一ともいわれる場所である。

これらは深く人の歴史に絡みつつ、今日以降も絡みつつ存在していく沼である。

二つの沼が持つ歴史を踏まえ、人と沼との距離を縮め沼との関わりを深めることを目標とする。

### ■(4) 目標その4: 協働関係の構築－各団体や年代等が協力し合う関係を構築する－

われわれが期待する自然環境を再生し持ち続けるためには、住民・団体・行政がそれぞれの役割分担の下、協働を行うことが重要である。

各団体や個人が自らの関心や考え方だけではなく、他の団体や個人の関心・考え方も視野に入れつつ行動を行うことが、自分の活動を助けるだけではなく大きな成果を得ることができる。また、両沼は、多様な希望・機能を受け入れ、共存させられるだけの大きさを持っている。

このことを理解し、自然再生という一つの目標にむかってそれぞれが活動を行う関係を構築することを目標とする。

それらを補完するために、それぞれの役割分担を定め補完しあい協働していくことを目標とする

### 3. 目標を達成するための取り組み

---

#### ■ (1) 目標その1: 水質改善

##### a) 住民意識の改変

実施例: 普段の生活スタイルの改変、PR、ステッカーや状況の配布、市民活動の継続(城沼サミット等)など

##### b) 排出汚濁負荷量の絶対量の削減

実施例: 油等の拭き取り、残渣の除去、餌付けの記録・データの公開と適正化、施肥料の適正化、河川・沼への汚濁流出対策など

##### c) 沼や河川で実施する対策

実施例: 河川ゴミ除去、網場の設置、繁茂期の刈り、ヨシ刈り(焼き)、底泥の除去、監視など

##### d) 汚水処理施設等の有効活用

実施例: 下水道整備・接続、合併処理浄化槽の設置・転換、自然浄化能力の向上、浄化費用の負担など

#### ■ (2) 目標その2: 生態系の保全

##### a) 生態系の調査・把握・広報

実施例: 地元自治区による調査、教育機関による調査、公的機関による調査、リーフレットによる広報など

##### b) 外来植物、魚類等の調査・把握・駆除

実施例: 地元自治区による調査、教育機関による調査、公的機関による調査、除草時の区分け、地元による駆除、各団体による駆除など

##### c) 改修や利水のための河川等の構造変更による影響の調査・把握・分析

実施例: 公的機関による調査等、専門機関(民間)による調査等、教育機関による調査等、社会実験による方策の実施・検証など

##### d) 在来種、固有種等の回復活動

実施例: 回復の目標像やルールを検討・協議と公表、多々良沼自然公園を愛する会による活動、ムジナモを愛する会による活動等の住民団体による活動、活動区域の提供など

#### ■ (3) 目標その3: 沼との関わりを深める

##### a) 施設整備などを行い沼との距離感を小さくする。

実施例: 外周散策路の整備、未整備地の管理、親水性の整備、ビューポイントの整備など

##### b) 各種団体によるイベント等の開催

実施例: 城沼サミット、漁協祭り、白鳥祭り、つつじ祭り、ゴミ拾い運動、多々良自然公園を愛する会のイベント、野鳥観察会など

##### c) 自然回復活動等への参加

実施例: 高根保安林の管理、植生回復行動への自由参加、各種団体への参加広報、外来種・外来魚報告および駆逐制度など

##### d) 教育機関による体験授業等の開催

実施例: 小中学校の植生回復体験、育成会による観察会、高校・大学生による植生観察、沼一周マラソンなど

##### e) 人との関わり方の歴史を整理し伝える

実施例: 各沼の語り部の育成、語り部会の実施、絵巻の作成、歴史ビデオの放映など

#### ■ (4) 目標その4: 協働関係の構築

##### a) 管理団体の育成および活動

実施例: 管理団体の法人化の検討、関心企業からの出資による管理団体の設立など

##### b) 役割分担の明確化

実施例: 実施計画の策定時における役割分担の明確化など

##### c) 人材の育成

実施例: 体験学習の実践、学習会の開催、組織の新陳代謝など

##### d) 定期的な調整会議の実施

実施例: 自然再生協議会の開催、分科会等の開催など

#### 4. 役割分担と優先順位

##### ■ (1) 役割分担について

役割分担一覧表

	項目	住民	団体	行政	教育機関
水質改善	a) 住民意識の改変	◎		○	
	b) 排出汚濁負荷量の絶対量の削減	◎	◎		
	c) 現地対策の実行	○	○	◎	
	d) 汚水処理施設等の有効活用	◎		◎	
生態系の保全	a) 生態系の調査・把握・広報	◎	○	○	◎
	b) 外来植物、魚類等の調査・把握・駆除	○	○	○	○
	c) 人工造作による影響の調査・把握・分析			◎	
	d) 在来種、固有種等の回復活動	◎	○		
沼との関わりを深める	a) 施設整備などの物理的な距離感を縮める		○	◎	
	b) 各種団体によるイベント等の開催		◎	○	
	c) 自然回復活動等への参加	◎	◎	○	
	d) 教育機関による体験授業等の開催				◎
	e) 人との関わり方の歴史を整理し伝える	◎	○		○
協働関係の構築	a) 管理団体の育成および活動		◎	◎	
	b) 役割分担の明確化	○	○	○	○
	c) 人材の育成	○	◎	○	
	d) 定期的な調整会議の実施		◎	◎	

※住民とは個人を指す。

団体とは、ボランティア団体、市民団体、漁協といった官ではない組織を指す。

## ■(2)優先順位について

全体構想の段階で、目標を達成するための取り組み優先順位づけは行わない。  
実施計画において細かい事業ごとに、取り組み体制、取り込める現状等を踏まえ、出来る事業から着手順を整理する。  
整理に際し、以下の考えも念頭に置くこととする。

### a) 目標1:水質改善

汚濁負荷の削減を最優先とし、現地対策のうち底泥の浚渫は流入汚濁負荷がある程度減少した後におこなうものとする。

### b) 目標2:生態系の保全

各機関と協議しながら最優先項目を決定していくこととする。

### c) 目標3:沼との関わりを深める

行政では施設整備による沼との物理的な距離を縮めることを最優先とし、住民・団体では自然再生活動を最優先に、教育機関では実施に向けた協議を最優先とする。

### d) 目標4:協働関係の構築

管理団体の形態を整理することを最優先とする。



## 5. 対象エリア及びゾーン分け

### ■ (1) エリア分け

本自然再生協議会における対象エリアは、「3」目標を達成するための取り組み」から下図の通りとなる。  
エリアは、各沼への流入流域エリアを「汚濁負荷削減エリア」とし、沼及び周辺を「活動及び整備エリア」とする。



## ■ (2) 活動及び整備エリアのゾーン分け

多々良沼にあつては、平成 19 年度に策定した修正設計のゾーン分けを基調とする。

城沼にあつては、全体を公園ゾーン、散策コース、再整備ゾーンとし、実施計画において検討する。

### 多々良沼ゾーン分け



### 城沼ゾーン分け



## 6. 維持管理について

---

### ■①多々良沼

多々良沼の維持管理方法は、県立公園として直営管理、指定管理制度による管理のいずれかとなる。

しかし、この公園は自然再生の舞台になることから、自然再生の方針に則ることが管理運営の基本姿勢となる。

地域特性を十分に承知しつつ、地元民との協働を図るため現存する市民団体を代表とする法人格をもった団体とすることが望ましい。

維持管理＝自然再生の舞台＝主役である。この協議会からのアドバイスを受けつつある程度自由な活動(試行錯誤)ができ、行動的であることが望まれる。

### ■②城沼

城沼の維持管理は多々良沼のそれと異なる。多々良沼は県立公園の中に沼が存在するが、城沼は公園が隣接しており、沼自体は河川管理区域となっている。

このため、城沼は以下の通りの管理区分となっている。

- ・沼:館林土木事務所
- ・朝陽の小径:館林市
- ・県立つつじが岡公園:公園緑地協会(指定管理)
- ・県立つつじが岡公園(花山部分):館林市(指定管理)
- ・朝陽の小径周辺の花壇等:地元自治会

上記の様に、ある程度の管理区分が出来ており、それらの連絡調整も適宜行われている状況となっている。今後はこれらの連携と自然再生実施計画策定時にさらに役割分担を明確にしていくこととする。